

千葉市役所自動車排出ガス測定局解体業務委託仕様書

1 目 的

令和4年をもって廃止した千葉市役所自動車排出ガス測定局を解体・撤去する。

2 委託名

千葉市役所自動車排出ガス測定局解体業務委託

3 委託場所

千葉市中央区千葉港1番1号

4 委託期間

契約締結日から93日間

5 受注者の義務

本業務受注者（以下「受注者」という。）は、常に最高の技術を発揮し、委託契約書及び本仕様書に基づいて業務を遂行しなければならない。本仕様書及び委託特記仕様書に明記のない事項であっても、業務に必要と思われるものについては、発注者と協議し、適切に対応するものとする。また、協議実施後には受注者が議事録を作成するものとする。

6 安全管理

受注者は、本業務を遂行するにあたり、事故のないよう常に安全管理に努めなければならない。

7 中立性及び秘密の保持

受注者は、常に中立性を保持するとともに本業務を遂行する上で知り得た事項について、本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 疑 義

本仕様書及び委託特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、適切に対応するものとする。

9 議事録の作成

発注者と受注者の間で本業務に係る打ち合わせを実施した際、受注者は打ち合わせの内容について議事録を作成し、発注者へ提出すること。

10 完了報告

受注者は、業務を完了したときは、作業写真を添付した業務報告書及び業務完了届を提出すること。

1 1 業務の再委託

- (1) 受注者は、業務全体を他の事業者にも再委託してはならず、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、契約書、仕様書並びに特記仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

1 2 その他

本業務の遂行については、委託特記仕様書も併せて参照すること。